**平成２９年（フ）第１６１４号**
東京都板橋区徳丸３丁目24―16―201
債務者　遠藤　清江
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６１５号**
東京都板橋区徳丸３丁目24―16―201
債務者　遠藤　基成
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６１７号**
東京都文京区白山１丁目18―13―301
債務者　橘　　武彦
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６２１号**
東京都葛飾区高砂３丁目31―５―201
債務者　柳　　恵子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６２２号**
東京都葛飾区西亀有１丁目11―６―204
債務者　橋本　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６３８号**
東京都杉並区成田東４丁目36―22―205
債務者　北森　　舞
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６３９号**
東京都足立区西伊興２丁目３―10　マインドハイム篠田Ⅱ202
債務者　桜井年松こと　櫻井　年松
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６４０号**
東京都足立区西伊興２丁目３―10　マインドハイム篠田Ⅱ202
債務者　櫻井　直人
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６４２号**
東京都豊島区上池袋４丁目13―２―101
債務者　大川賢太郎
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５１号**
北海道旭川市末広６条８丁目２番７号
債務者　谷口　智明
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３６号**
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目42番29号　サンシティーアワセ１階103号室
債務者　髙　　幸信
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第１５２号**
東京都国分寺市東戸倉１丁目22番地13グリーンウッド202
債務者　松原　　毅
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５３号**
東京都国分寺市東戸倉１丁目22番地13グリーンウッド202
債務者　松原佳寿枝
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５７号**
東京都東久留米市前沢１丁目１番26号トゥインクル前沢102
債務者　沼田　将之
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１６００号**
東京都北区東十条４丁目４－６―301
債務者　小島　恵一
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１６１６号**
東京都江戸川区松江２丁目１―15
債務者　張替　香織（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部